

社団法人 大阪府理学療法士会 定款細則

I 総 則

1. この細則は、本会定款（以下、定款という）第47条に基づき、会務の円滑な執行のために定める。

II 会員に関する項

1. 定款第5条第1項に規定する「正会員」（以下、会員という）は、自動的に社団法人日本理学療法士協会（以下、協会という）に登録され、協会の会員となる。
2. 協会の会員資格を失ったときは、本会の会員資格を失う。
3. 入会、休会、退会、復会及び移動の手続きは、本会所定の様式をもって会長に届出る。
4. 会員は、特別の事情のある場合、前項の届出により、理事会の承認を得て期間を定めて休会することができる。
5. 休会期間は4年以内とする。また、休会は2回までとする。
6. 休会中の会員については、会費納入を免除する。休会中は本会からの連絡は行わない。
7. 休会については協会も同じ扱いとする。
8. 会員が死亡したときは、弔慰金を供える。その額は、当該年度の会費相当額とする。
9. 名誉会員の選任基準は次の通りとする
 - (1) 多年にわたり本士会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の会員の中で定款第5条3項に基づき理事会で推薦を受け、総会で承認を得た者とする。
 - (2) 本士会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等で定款第5条3項に基づき理事会で推薦を受け、総会で承認を得た者とする。
10. 名誉会員の任期は、本人の申し出及び著しく本士会の名誉を損なわない限り、生涯会員とする。
11. 総会で承認された名誉会員は、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
12. 名誉会員は、本士会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事への参加及び士会刊行物などの受領を無料とする。

III 会費に関する項

1. 会員の入会金は2,500円とし、会費は年間10,000円とする。
2. 賛助会員の入会金及び年会費は以下の通りとする。

入会金 10,000円

会 費 50,000円

3. 会費の納入は、毎年6月30日までとする。
4. 名誉会員の会費は徴収しない。
5. 協会の会員で他府県の理学療法士が、移動等により本会に入会する場合、入会金を免除する。

IV 顧問及び相談役に関する項

1. 定款第11条に掲げる役員のほか、顧問及び相談役を若干名おくことができる。
2. 顧問及び相談役は理事会の推薦により、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 顧問の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。
4. 相談役の任期は、特に定めない。
5. 顧問は本会に助言を与えるもので、次の各分野から推薦する。
 - (1) 学術の分野
 - (2) 法律の分野
 - (3) 税務の分野
 - (4) その他の分野
6. 顧問は必要に応じて、理事会その他の会合に招聘する。
7. 顧問には、理事会の承認を経て相応の謝礼金を支払うことができる。
8. 相談役は会長、もしくはそれに準ずる役職経験者より推薦する。
9. 相談役は会議に出席し、会務についての相談に応じる。
10. 相談役は無報酬とする。

V 役員を経費に関する項

1. 定款第16条第2項の規定より、役員の実行に関した経費の一部または全額を支給する。
2. 経費は当分の間、旅費、食費とする。

VI 選挙に関する項

1. 役員選挙は、本会定款第11条及び第12条に基づき行う。
2. 選挙を行うために選挙管理委員会を置く。
3. 選挙管理委員会は、総会において正会員の中から選任された5名の選挙管理委員により構成する。
4. 理事及び当該選挙の候補者は、選挙管理委員となることはできない。
5. 選挙管理委員の任期は、2年とする。

6. 選挙管理委員は、投票日60日以前に選挙すべき役員の定数を公示し、立候補を受け付けなければならない。
 7. 立候補の締切は、投票日30日以前とする。(郵送による立候補届出は締切当日消印までを有効とする)
 8. 会長、理事及び監事選挙は、正会員の自由意志又は推薦により立候補できる。他薦の場合は正会員3名以上の推薦者を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が書面をもって届出るものとする。ただし、会員以外の監事の選出は、本分の規定にかかわらず理事会の推薦により総会の承認を経て行う。
 9. 立候補者が定員に満たないときは、理事会において候補者を推薦する。
 10. 選挙管理委員が立候補するときは、委員を辞任し、理事会は別の選挙管理委員を選出する。
 11. 選挙は総会において出席者の直接無記名投票により行う。
 12. 投票用紙は、選挙管理委員会所定の用紙を用いる。
 13. 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
 14. 定数を越えた数の記載があったものは無効とし、定数に満たないものは有効とする。
 15. 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものを当選とし、過半数に満たない場合は、上位2名で決選投票を行う。
 16. 連記投票の場合は、投票数上位より順に当選とする。
 17. 得票数が同数の場合は、同数得票者による決選投票を行い、なお、決しないときは、抽選で当選者を定める。
 18. 候補者が定員以内のときは、無投票当選とする。
 19. 候補者が当選の日から任期開始後60日までの間に死亡、退会、若しくは正当の理由で辞任又は辞退したときは、次点者を繰り上げ当選とする。
 20. 前号の場合において、次点者当選を辞退するなどにより、役員が定数に満たないときは理事会において補欠選挙の有無を決める。
 21. 役員選挙は、次の順序で行う。
 - イ. 会長の選挙(単記投票)
 - ロ. 理事の選挙(定員連記投票)
 - ハ. 監事の選挙(定員連記投票)
 - ニ. 副会長は、理事の中から会長が指名し、総会の承認を得る。
 - ホ. 会員以外の監事は、理事会で推薦し総会の承認を受ける。
22. 日本理学療法士協会代議員の選出は、士会定款細則の選挙に関する項に準ずる。但し、代議員においては、30日を越えて欠員が生じた場合、理事会にお

- いて補充選出する。
23. 候補者は、下記の要領で選挙活動を行うことができる。
 - (1) 立候補者及び推薦者の氏名、並びに立候補の趣旨(400字以内)の公示のみとし、選挙管理委員会より文書をもって通知する。
 - (2) 会長選挙においては、立候補者及び推薦者各1名が演説を行うことができる。(演説時間は合計8分以内とする)
24. 候補者は、他の候補者を推薦してはならない。
25. 開票に際しては、立会人3名を置く。立会人は、各立候補者の推薦する者の中から、くじにより定めた者を選挙管理委員会が選任する。

VII 会務の運営に関する項

1. 会長は、局・部・委員会を置き、会務の運営にあたる。
2. 局長は、会長の任命を受けて局を統括する。
3. 担当理事は、会長の任命を受けて部を統括する。
4. 部長は、理事会の承認を得て会長の任命を受け、部を運営する。部員は、部長が選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
5. 委員長は、理事会の承認を得て会長の任命を受け、委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
6. 会長が必要と認めるとき、理事会の承認を得て特別委員会を時限的に置くことができる。
7. 特別委員会委員長は、理事会の承認を得て会長の任命を受け、特別委員会を運営する。特別委員会委員は委員長が選任し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
8. 会長が必要と認めるとき、部長・委員長及び特別委員会委員長は、理事会で意見を述べることができる。
9. 局・部および委員会の分掌規定は別に定める。

VIII 学会に関する項

1. 本会に大阪府理学療法士学会(以下学会という)を置く。
2. 学会は、理学療法に関する学術・技術の研究並びに大阪府民の医療および保健、福祉の増進に関する事業を行う。
3. 学会に、学会長1名を置く。
4. 学会長は、本会会員の中から理事会の推薦、承認を得て会長が任命する。
5. 学会長は、学会を統括する。
6. 学会長の任期は1年とする。但し、残務処理は任

期後も行う。

7. 学会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
8. 学会に、学会準備委員長を1名、学会準備委員を若干名置き、学会長が任命する。
9. 学会準備委員長及び学会準備委員は、学会の運営にあたる。
10. 学会準備委員長、学会準備委員の任期は1年とする。但し、残務処理は任期後も行う。
11. 次にあげる事項は、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 学会の収支予算、決算
 - (2) 学会の事業計画および報告
 - (3) 学会の会期および開催地
 - (4) 学会長の推薦
12. この項に定めるものの他、学会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

IX ブロックに関する項

1. 定款第3条の目的に沿い、同第4条に掲げる事業遂行を時機に応じて円滑化するため、ブロック活動を推進する。
2. ブロックは、以下の9ブロックとする。
 - (1) 豊能ブロック（箕面市、池田市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町）
 - (2) 三島ブロック（高槻市、茨木市、摂津市、島本町）
 - (3) 北河内ブロック（枚方市、交野市、寝屋川市、守口市、門真市、四條畷市、大東市）
 - (4) 中河内ブロック（東大阪市、八尾市、柏原市）
 - (5) 南河内ブロック（松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村）
 - (6) 大阪市北ブロック（東淀川区、都島区、城東区、旭区、鶴見区、北区、此花区、福島区、淀川区、西淀川区）
 - (7) 大阪市南ブロック（中央区、西区、港区、大正区、浪速区、天王寺区、東成区、西成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、住吉区、平野区、住之江区）
 - (8) 堺市ブロック（堺市）
 - (9) 泉州ブロック（高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、阪南市、泉佐野市、泉南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）

3. ブロックの構成員は、各ブロックに存在する施設に勤務する会員及び当該ブロックの自宅会員とする。
4. ブロック活動は士会と連携をとりながら以下のような内容とし、ブロックの特徴を生かす。
 - (1) 地域の保健・医療・福祉に関する情報の交換と必要な実務
 - (2) 委託事業への人材派遣
 - (3) 勉強会、症例検討会の開催
 - (4) 親睦を図る行事
 - (5) 士会への意見の収集
 - (6) その他
5. 士会とブロック間の連携を図るため、ブロック担当理事を置く。
6. ブロックには、構成員の総意により、ブロックの代表者としてブロック長を置く。ブロック長の氏名、所属は年度当初に士会に届け出る
7. ブロック活動に必要なブロック役員は、ブロック長が適宜配置する。
8. ブロック活動に際し、士会は援助金を支出する。
9. 援助金については別に定める。
10. その他、ブロック活動に必要な事項は、理事会及び各ブロックで定める。

X 附 則

1. この細則の改廃は、理事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。
2. 平成9年2月23日より、選挙に関する項を施行する。
3. 平成9年5月25日より、総則、会員に関する項、会費に関する項、顧問及び相談役に関する項、役員を経費に関する項を施行する。
4. 平成11年2月28日より、会務の運営に関する項、学会に関する項、ブロックに関する項を施行する。
5. この細則は、平成13年4月1日一部改正により施行する。
6. この細則は、平成17年2月20日一部改正により施行する。